

## 水域利用調整区域内を航行させる船舶の事前届出等について

関係機関との情報共有等を図るため、水域利用調整区域内で航行させるプレジャーボート等以外の船舶（水域監視・救助艇、海水浴客のための営業艇（動力のない浮き袋等を曳航する船舶））について、次のとおり事前届出等をお願いします。

「北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年3月14日条例第35号）」

### 第2条

2 この条例において「プレジャーボート等」とは、モーターボート、ヨット、水上オートバイその他の総トン数20トン未満の船舶であって、遊漁その他のレクリエーションの用に供される船舶のうち次に掲げる船舶以外のものをいう。

(1) 主としてろかいのみをもって運転する船舶又は推進機関を有しない船舶

(2) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第1項に規定する遊漁船業その他法令により水難事故等の防止措置が確保されると認められる事業の用に供される船舶

## 1 事前届出など

条例に規定するプレジャーボート等（レクリエーション用に供される船舶）と識別するため、別紙様式により北海道総務部危機対策局危機対策課への事前届出をお願いします。

なお、当該船舶について、旗等や船体への表示（「救助艇」、「レスキュー」等を表示）いただくようお願いします。

### (1) 届出様式

別紙「水域利用調整区域内救助艇等届出書」

添付書類：船体の写真及び船舶検査証書の写し

### (2) 関係機関への情報提供

届出いただいた内容は、北海道運輸局、第一管区海上保安本部及び北海道警察本部に提供し、情報共有を図ります。

## 2 水路の設定

当該船舶の離着岸に必要な水路を水域利用調整区域内に設定し、人命救助を行う場合など、緊急に必要な場合を除き、その水路内を航行させてください。

なお、当該水路については、ブイ等により表示し、遊泳者と船舶が接触等することのないような措置を講じるようお願いします。